

様式第3号（第7条関係）

第3回水戸市廃棄物減量等推進審議会 会議録

1 附属機関の会議の名称

令和6年度第3回水戸市廃棄物減量等推進審議会

2 開催日時

令和7年1月14日（火）午前10時00分から午前10時45分まで

3 開催場所

水戸市役所本庁舎4階 政策会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

蓮井誠一郎，袴塚孝雄，藤咲利枝子，北條てるよ，林由香里，鍋田ナガ子，室井洋，稲田加寿子，
宮崎雅彦，川崎晃一，廣瀬史明

(2) 執行機関

篠原芳之生活環境部長，荻沼学生活環境部参事兼廃棄物対策課長，石川慶一ごみ減量課長，会沢知
洋ごみ減量課副参事兼課長補佐，本澤佑司ごみ減量課ごみ減量係長，岡田吉徳ごみ減量課計画係
長，大滝啓太ごみ減量課計画係主事，弓野里奈ごみ減量課計画係主事，川俣和彦清掃事務所長，森
田信行清掃事務所次長，足立茂清掃工場長

(3) その他

欠席委員 萩野谷均，須田浩和，篠崎勉，江幡裕

5 議題及び公開・非公開の別

一般廃棄物処理手数料のあり方について答申（案）（公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0名

8 会議資料の名称

令和6年度第3回水戸市廃棄物減量等推進審議会会議次第
水戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）
一般廃棄物処理手数料のあり方について答申（案）

9 発言の内容

【執行機関】本日はお忙しい中、水戸市廃棄物減量等推進審議会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから令和6年度第3回水戸市廃棄物減量等推進審議会をはじめさせていただきます。初めに、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。1つ目が会議次第、2つ目が審議会委員名簿、3つ目が水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例抜粋でございます。不足はございませんでしょうか。

(不足なし)

【執行機関】続きまして、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。

(会長挨拶)

【執行機関】ありがとうございました。本日、____副会長、____委員、____委員及び____委員につきましては、所用のため欠席となっておりますので御報告いたします。本日の審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第3条により公開とさせていただきます。

【執行機関】それでは、会議次第3、議題に入らせていただきます。これからの進行につきましては、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条第1項に基づき、____会長に議長をお願いいたします。なお、本日の審議会につきましては、同条例第10条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の御出席をいただいておりますので、成立したことを報告いたします。それでは____会長よろしくお願いいたします。

【会長】ただいま事務局からありましたように、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様に御協力をいただきまして、円滑に進めて参りたいと思います。議題に入る前に本日の会議録署名人を指名させていただきます。今回は、____委員、____委員のお二方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入らせていただきます。議題、一般廃棄物処理手数料のあり方について答申（案）でございますが、答申（案）につきましては、委員の皆様の意見を反映させた「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定」（案）と合わせて、手数料改定を提言するに当たりまして、水戸市に留意していただきたい事項について当審議会の意見を付したいと考えてございます。それでは事務局の方から答申（案）の配付をよろしくお願いいたします。

(答申（案）配付)

【会長】ただいまお配りしました、答申（案）を御覧ください。これまでの審議会では委員の皆様からの御意見を基に事務局に要望をまとめていただいたものになります。それでは事務局から読み上げをお願いいたします。

【執行機関】答申（案）に基づき読み上げ。

【会 長】ありがとうございました。この案が当審議会からの要望ということになっています。ただいまのこの案につきまして修正点もしくは追加で要望に含めたい点等がありましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

【___委員】粗大ごみ処理券の改定のところですが、処理券は1枚が1,000円になるということでしょうか。従来の500円の処理券をお持ちの方は、ここに記載のある金額に関して2枚とか4枚とか使用すればいいのでしょうか。

【執行機関】粗大ごみ処理券につきましては、従来の1枚500円の処理券を1,000円の場合でしたら2枚、2,000円の場合でした4枚貼っていただくように考えております。

【___委員】つまり粗大ごみの処理券は従来通り1枚500円で販売されるということでしょうか。

【執行機関】そのとおりです。

【___委員】そうすると、答申（案）に記載のある「1個につき（粗大ごみ処理券1枚）」、「1個につき（粗大ごみ処理券2枚）」というのは少し紛らわしいので、訂正していただくようお願いします。

【会 長】このことに関連する確認ですが、現行の粗大ごみ処理券500円というのは、無効にならずに継続使用ができるということ。手元に1枚余っている場合は、追加で買っていただくことで粗大ごみを出すことができるということでしょうか。つまり、販売の段階では継続して粗大ごみ処理券は1枚500円単位で販売するという理解でよろしいでしょうか。

【執行機関】はい。そのようになります。

【___委員】3の意見の（5）のところで、「適正な進行管理を図るために」という記載があります。ごみに関する手数料が上がることによって、ごみ量がどのように変化するのか分析していただくようお願いします。目的としては、恐らく事業継続していくために手数料を上げるところが議論されてきたと思いますが、手数料を上げることによってごみ量がどのように変化していくのかについても関心があります。ごみ量に関しても分析していただけると大変ありがたいです。

【執行機関】家庭ごみ有料化の制度につきましても、目的としては、家庭ごみの減量ということを目的として導入しております。ごみ量変化に関する推移を検証するとともに受益者負担率についても検証し、審議会に諮っていきたいと思います。

【___委員】周知期間についてですが、答申（案）には、「十分な周知期間を設ける」としか記載がありません。正確な期間を記載するべきなのかなと思いますがいかがでしょうか。

【会 長】周知期間については、これから議会もあり、正確な期間をどこまで記載できるのか分かりませんが、例えば目標とする期間を現段階で事務局として考えているのでしょうか。

【執行機関】現段階で周知期間につきましては、具体的に申し上げることは難しいですが、市民の皆様、事業者の皆様に変な影響のある話ですので、そういったことを十分考慮した周知期間を設けたいと考えております。

【___委員】周知期間ですが、前回様々な問題があるということで、十分な周知期間を設けるということで決めさせていただいた経緯があります。3月の定例議会で審議させていただくことになるのかなと思いますが、既に会社の予算等が決定している段階だと思います。従って議会としてもその点について十分配慮をして、ある程度の周知期間を設けて、会社が対応できるようにしていかなければならないと考えています。最低でも半年ぐらいは設けていく。水戸市の財政状況もあると思いますので、最低でもそのぐらいを考えていく。若しくはもう少し長い期間を考えていく必要があるのかなと思います。会社が十分な対応をとることができるのかということを勘案しなければいけない案件だと思いますので、我々としても議会選出委員ということですから、___委員の御意見を十分配慮しながら対応していきたいと考えています。

【会 長】周知期間に関しては、最低でも半年、できればそれ以上設けていきたいということでした。しかし答申の中にそれを記載してしまうと変更することができなくなってしまうので、なかなか記載しづらいということだと思います。最低でも半年以上という御意見が出ましたが、いかがでしょうか。

【___委員】前回の改定の際は、10月1日から変更したと思います。しかし、水戸市もそうだと思いますが、会社は10月から来年度の予算を編成していくので、周知期間に関しては、答申（案）に記載したいと考えていました。例えば令和8年4月1日から変更していくとか。水戸市の財政状況もあると思いますが、私は半年ではなく、もう少し伸ばしていただきたいなと思いました。

【会 長】周知期間が半年間だとしても、いつまでに周知を終えるかというような記載、例えば年度の切れ目を一つの区切りにするのか、それとも、会社とのやりとりの中で会社の予算編成の時期踏まえてこの頃までにとか令和7年度の冬までにというような記載はできるのでしょうか。具体的な日付まではなかなか記載することは難しいと思いますが、このように適正な時期という形で記載が可能かどうかいかがでしょうか。

【___委員】答申（案）3の周知期間に対する意見の中で、先ほど出た意見に対して少しぼけてしまう部分もあるかと思いますが、「改正時期については、企業の状況等を十分勘案して」や「企業の予算等に十分配慮して」といった文言を追加で記載いただくということではいかがでしょうか。現在答申を受けて来年度からというのは難しい、要するに、令和8年度からにしてほしいという御意見はよく分かります。

【____委員】 3月議会で決議され、4月から周知が開始され、10月1日をもって開始されるという流れで水戸市は予算編成しているのかなと考えてしまっています。また、粗大ごみや特定家庭用機器に関しても、現状からして半年後からなのかなと感じています。

【会 長】 半年後だと企業としてあまりよろしくないということでしょうか。

【____委員】 多くの企業が人件費等の値上げをしたばかりだと思います。それでまた10月から手数料が値上げする可能性があるということだと思います。イオンリテール株式会社もごみの回収を契約業者に依頼をしていると思いますが、10月1日に委託料が上がるとなった場合、予算編成等はどうするのでしょうか。

【____委員】 イオンリテール株式会社の場合は、一般廃棄物と産業廃棄物を契約業者に委託しています。現在ちょうど予算立案中という形になりますが、これが例えば10月1日から上がるとなった場合は、一般廃棄物だけでも、月で50万、60万という費用がかかっていますので、その手数料が上がるとなると、やはり現段階で10月なら10月という形で決議をいただかないと、予算には盛り込めない状態になってきます。できれば、企業としては、企業によって3月決算のところや2月決算のところ等色々あると思いますが、イオンリテール株式会社では2月が決算で、3月1日から新年度という形のスタートになりますので、一般的な新年度でいう4月1日からといった形のスタートにさせていただいた方が企業としてはやりやすいのかなと思います。

また話は変わりますが、販売する側というところでも、半年ぐらいの猶予を持って告知をしていただくというところはいいですが、私が一番懸念しているのが、駆け込み需要に関してです。手数料の上がる案が出たときに、社内でこの話をした時に150円の上がり幅はかなり大きい、ましてやそれが毎日使うものになるのだといった話がでました。水戸市の場合には、貯蔵品なので割引はできませんが、例えば那珂市のように一般商品として販売しているような市町村では割引があったりするので、駆け込み需要に市が対応できるのか、どれぐらい在庫を持てばいいのかなど不安はあります。お客様によっては、3袋から5袋くらい買うお客様もいて、それが3月や4月のちょうど引っ越しシーズンにぶつかりますので、その時にもし値上げになった場合には、10袋、20袋とまとめ買いをするお客様もいると思います。新しい価格帯もそうですが、駆け込み需要に対して在庫量をどれほどもっていただけるのかということも、ここで御意見をいただければと思います。

【会 長】 ありがとうございます。委員たちからの御意見をまとめると、やはり企業としては、10月1日という日にちではなく、年度の区切りで実施していただくのが都合が良いということ。また、駆け込み需要ということ想定しなければいけなく、その場合に備えた生産体制あるいは在庫調整を供給側も販売側も講じておかないと年度末の引っ越しシーズンとかぶった時に売り切り続出ということになってしまう恐れがあるという御意見でした。その当たりの対応も含めて考えたときに、適正な期間、周知期間、準備期間とも言えると思いますが、それを議会の方で考えていただいて、具体的にはいつごろからという議論をそこで詰めていただく必要があると思いました。答申としては、先ほど____委員の御指摘にもありましたように企業の事業の円滑な継続に支障を来さないような形で、周知期間を設定すると

というような書きぶりにする。細かい書きぶりは、事務局にお任せしたいと思いますが、そのような形で書いていただく必要があるのかなと思いました。年度の途中よりは年度の区切りで実施した方が良いのではないかという御意見は、議事録に残していいかもしれませんが、答申の中には書きづらい部分かと思いますので、あくまで審議会の中で出た意見という扱いで、参考資料として必要な場合に議論していくということなるのかなと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

【執行機関】御意見ありがとうございます。周知期間につきましては、企業の事業の円滑な継続に支障がないような設定をしたほうが良いという御意見がありましたので、文言については、再度精査いたします。駆け込み需要に関する在庫切れについては、そのようなことがないように他市町村の事例等を参考に十分な準備をしていきたいと思っています。

【会長】よろしく願いいたします。在庫切れというのがある意味一番怖い部分かもしれません。捨てたいごみがあるのに袋がないというのは、各家庭にとっても非常に大きな問題だと思います。同じごみ袋が継続して使われる以上、駆け込み需要というのは、おそらく止めようもないことだと思いますので、生産あるいは需給体制の方も含めて、十分な準備をお願いしたいと思っています。

【___委員】市民団体の方もいらっしゃって、3の意見の（4）の意味自体がなかなか分かりづらい部分があるので説明しますと、食堂とかレストランなどの事業系の方々は、ごみを市の回収する集積所に排出してはいけなく、許可業者に委託しなければなりません。例えば一般の方は、45リットル1袋45円で出せますが、事業系一般廃棄物は、例えば5キロだと処理費用として許可業者に65円を払う必要があります。そうするとここで20円の差額があって、水戸市は、20円という本来もらえるべきはずのお金がもらえないということになります。そのため市民団体、町内会、若しくは商工会議所の方々にも、事業系一般廃棄物は、市の回収する集積場所に出さないでくださいということを周知徹底していただければ、水戸市の財政状況も改善されると思います。私たちも努力していきますが、ぜひ市民団体等の方々も、団体に戻った際には、事業系一般廃棄物は許可業者に出さなくてはいけないということを周知していただければ幸いです。水戸市についても商工会議所等の経済団体に事業系一般廃棄物は市の集積所には出さないでくださいという周知をしていく必要があると思います。そのような努力をしていくことで財政状況が改善していくと思います。本来であれば私も周知期間を1年間設けて、来年の4月からの方がその時間を取れるからいいと思います。それを達成すれば、来年の4月以降も必ず水戸市の歳入と言っているかわかりませんが、増えるはずですよ。ぜひ、1年間いい機会なので1年間かけてでもこの努力をするべきだと思います。中には町内会に入れば黄色いごみ袋で出しても大丈夫だと間違った理解をしている人もいます。なので水戸市としてそういう努力をずっと続けていながら、健全な財政、健全なごみ処理体制をつくれるようにしていただきたいと思っています。できれば1年間かけてその努力を皆でやれば、水戸市が過剰な負担をすることは無いと思います。そのようなことが（4）に記載してあるのですが、そのような意味にとれないところがあるので、このままでも結構ですが、もう少し文章の内容を変えていただければ幸いです。市長もこの話は分かっていると思いますが、そういった努力を皆で一緒にやりましょうという再確認になります。

【会 長】答申（案）には少し記載ができないものかもしれませんが、審議会の議事録も含め、議会等で審議する際には、参考情報として、関連企業や関連団体の方から１年間ぐらいは取って欲しい、また年度の区切りのいいところ、できれば年度の切れ目のところでスタートというのが理想であるという御意見が出たというところが伝われば、それなりの対応というのが市でも可能になるのではないかと思います。この答申の後に、皆様御存知のとおり議会を通っていきます。繰り返しになりますが、期間とか期日というものを、なかなか記載しづらいというのがございますので、皆様の御意見、重々承りましたので、事務局は、実際の施策の実行に際しては十分に考慮して実施していただくというような形でいかがでしょうか。

【___委員】はい、このままの文章でも結構です。ぜひ市民団体等の方々や議会の方でもこれを徹底するようにしていただければ、水戸市のごみ処理行政もうまくいくと思います。皆で一緒に啓蒙し続けるということで、よろしくお願いします。

【会 長】町内会等での活動において適正な事業系ごみの処理が推進されるような形で、町内会長さんたちも含めて、市民サイドでも協力体制を形成していくということは非常に重要だと思いますので、そちらも併せて、事務局にはお願いしたいと思います。また、関係部署への伝達もよろしくお願いします。

【会 長】その他、いかがでしょう。
(発言するものなし)

【会 長】それではこれまで出た御意見を踏まえて、答申（案）の内容を若干修正したいと思います。修正内容の文言につきましては、私に一任とさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。
(委員からの異議なし)

【会 長】ありがとうございます。御意見を踏まえた訂正を行った上で市長に答申をさせていただきたいと思います。これで一般廃棄物手数料のあり方についてに関する審議は終了ということになります。皆様これまで多数の御意見をいただきまして、ありがとうございました。皆様のお力添えもあり、ようやくここまでたどり着くことができました。会長として厚く御礼を申し上げたいと思います。それでは事務局から何かございますでしょうか。

【執行機関】事務局から一般廃棄物処理手数料のあり方について、今後のスケジュールを知らせたいします。今後のスケジュールでございますが、１月20日に答申を行い、その後、議会への報告予定となっております。事務局からは以上でございます。

【会 長】ただいまありましたとおり、１月20日に答申、その後議会への報告という流れになります。本日の議題は以上になります。委員の皆様、最後まで活発な御意見ありがとうございました。